

被災された受験生の皆さまに対する入学検定料の免除措置について

東日本大震災に被災された受験生ならびにご家族の皆さまに、心からお見舞申し上げます。
東北学院大学では、下記の災害救助法適用地域で被災した受験生に対し、経済的な支援を図るため、申し出により入学検定料に対する免除措置を講じることに決定いたしました。つきましては、該当する方で入学検定料の免除措置を希望される場合は、下記の所定の手続きが必要となりますので、大学院課（多賀城キャンパス・泉キャンパスは学務係）までお申し出ください。

1. 対象地域

災害救助法が適用されている県の該当市町村に居住している方

2. 対象者

上記の災害救助法が適用されている地域で被災した受験生で、以下のいずれかに該当する方を対象とします。申請に基づき後日入学検定料を免除いたします。

- (1) 主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明になった場合
- (2) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊または流失した場合
- (3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が半壊または津波により床上浸水した場合
- (4) 主たる家計維持者の居住する借家・アパートが全壊または大規模半壊の場合
- (5) 主たる家計維持者が福島原子力発電所の事故に伴う避難指示もしくは避難勧告により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない場合

3. 特別措置

2011年4月1日～2012年3月末日までに実施する2012年度入学試験の入学検定料を全額免除します。

4. 必要書類

- (1) 本学大学院所定用紙の「被災者特別措置申請書」（別紙）
- (2) 市町村などが発行する「罹災証明書等」

5. 申請期限および審査結果通知

上願期間中に、必要書類と一緒に上記の必要書類を大学院課（多賀城キャンパス・泉キャンパスは学務係）へご提出ください。提出書類に基づき審査を行い、結果通知は受験票発送をもって承認通知に代えさせていただきます。

なお、必要書類等の準備が間に合わない場合は、必ず事前に大学院課（多賀城キャンパス・泉キャンパスは学務係）へご相談ください。

被災された入学予定者の皆さまに対する授業料減免の支援措置について

東日本大震災で被災された入学予定者の皆さまに対する支援措置（平成24年度入学予定者に限る）を以下のようにいたします。

1. 対象・授業料減免支援措置（手続は入学手続き時に行います）

- (1) 主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明になった場合
授業料1年分免除
- (2) 自宅が全壊または流失の場合
授業料後期分免除
- (3) 自宅が半壊の場合
授業料後期分を半額に減免
- (4) 主たる家計維持者の居住する借家・アパートが全壊または大規模半壊の場合
授業料後期分を半額に減免
- (5) 主たる家計維持者が福島原子力発電所の事故に伴う避難指示もしくは避難勧告により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない場合
授業料後期分を半額に減免

2. 申請書類

授業料減免申請書、罹災証明書等

※上記授業料減免措置のほかにも入学後、被災学生を対象とした「東日本大震災緊急給付奨学金」を申請することが出来ます。

